

ガスセット割規約

1. ガスセット割の適用

当社は、お客さまが次に定める条件を満たした場合に、えねこねでんき料金定義書に基づく電気需給契約の電気料金に対してガスセット割を適用します。

- ① ガス取次約款【基本約款】に基づくガス需給契約を締結していること
- ② 上記に基づくガスの供給がされており、ガス料金の請求がなされていること
- ③ ガス需給契約と同一名義、同一住所でえねこねでんき料金定義書に基づく電気需給契約を締結され、電気需給契約による電気料金の請求がなされていること

2. 割引額

- (1) ガスセット割の割引額は、1 か月につき 220 円（税込）とし、料金（割引制度の適用がある場合にはその適用後の金額）から割引いたします。ただし、電気需給契約の料金とガス需給契約の料金等を合計した金額を上回らないものとします。なお割引額は、約款等の規定により日割計算の適用がある場合であっても、日割計算を行いません。
- (2) ガスセット割の適用は、同一名義、同一住所の 1 電気需給契約と 1 ガス需給契約の組み合わせに対して 1 適用のみといたします。

3. 適用除外

当社は、適用条件のいずれかが満たされなくなった場合、ガスセット割を適用いたしません。

4. 規約の変更

当社は、この規約を約款等の定めに準じて変更することがあります。

5. その他

その他の事項については、約款等によります。

付則

- 1. この規約は、2023 年 7 月 1 日から実施いたします。